

国民健康保険税率改正のお知らせ

令和6年4月1日から、国民健康保険税率は下表のとおりとなります。

国民健康保険は、病気やけがの際に安心して医療が受けられるよう加入者の皆さんに納めていただいている国民健康保険税と、国などの公費により成り立っています。

平成30年4月から従来市町村ごとに運営してきた国民健康保険事業が、都道府県単位で財政運営されることになり、埼玉県から割り当てられた納付金の一部に、被保険者が納めた保険税を充てることとなりました。埼玉県から示された保険税率（町標準保険税率）と令和5年度以前の当町の保険税率との開きを是正するため、令和6年度は税率の改正を行いました。皆さんのご理解とご協力をお願いします

なお、税率の激変による町民生活への影響を考慮し、町独自の激変緩和措置として①令和6年4月1日から令和9年3月31日に限り、19歳未満の被保険者均等割を減免（0円）及び②基金等を活用し標準保険税率より低廉な税率といたしました。

表 令和6年度保険税率の改正比較表

賦課項目		1 令和5年度 保険税率	2 令和6年度 保険税率	差 (2-1)
医療分	所得割	5.4%	6.2%	0.8%
	資産割	38%	0%	-38%
	均等割	11,000円	32,000円	21,000円
	平等割	13,100円	0円	-13,100円
支援分	所得割	1.4%	2.73%	1.33%
	均等割	5,500円	16,100円	10,600円
介護分	所得割	1.0%	2.36%	1.36%
	均等割	7,200円	17,300円	10,100円
合計	所得割	7.8%	11.29%	3.49%
	資産割	38%	0%	-38%
	均等割	23,700円	65,400円	41,700円
	平等割	13,100円	0円	-13,100円

参考 令和6年度町標準保険税率

賦課項目		税率
医療分	所得割	6.81%
	均等割	40,390円
支援分	所得割	2.85%
	均等割	16,451円
介護分	所得割	2.37%
	均等割	16,781円
合計	所得割	12.03%
	均等割	73,622円

※県事業費納付金および保健事業費を賄うために必要な税額を基に、毎年県から示される参考税率